

令和6年11月12日
みどり33推進担当部
公園緑地課

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例

1 改正理由

新たに世田谷区立中町三丁目丘の上公園を設置するため、世田谷区立公園条例の一部を改正する。

2 改正内容

条例第2条別表第1に、次のように加える。（参考図は別添のとおり）

（名 称）

世田谷区立中町三丁目丘の上公園

（位 置）

世田谷区中町三丁目7番14号

3 施行予定日

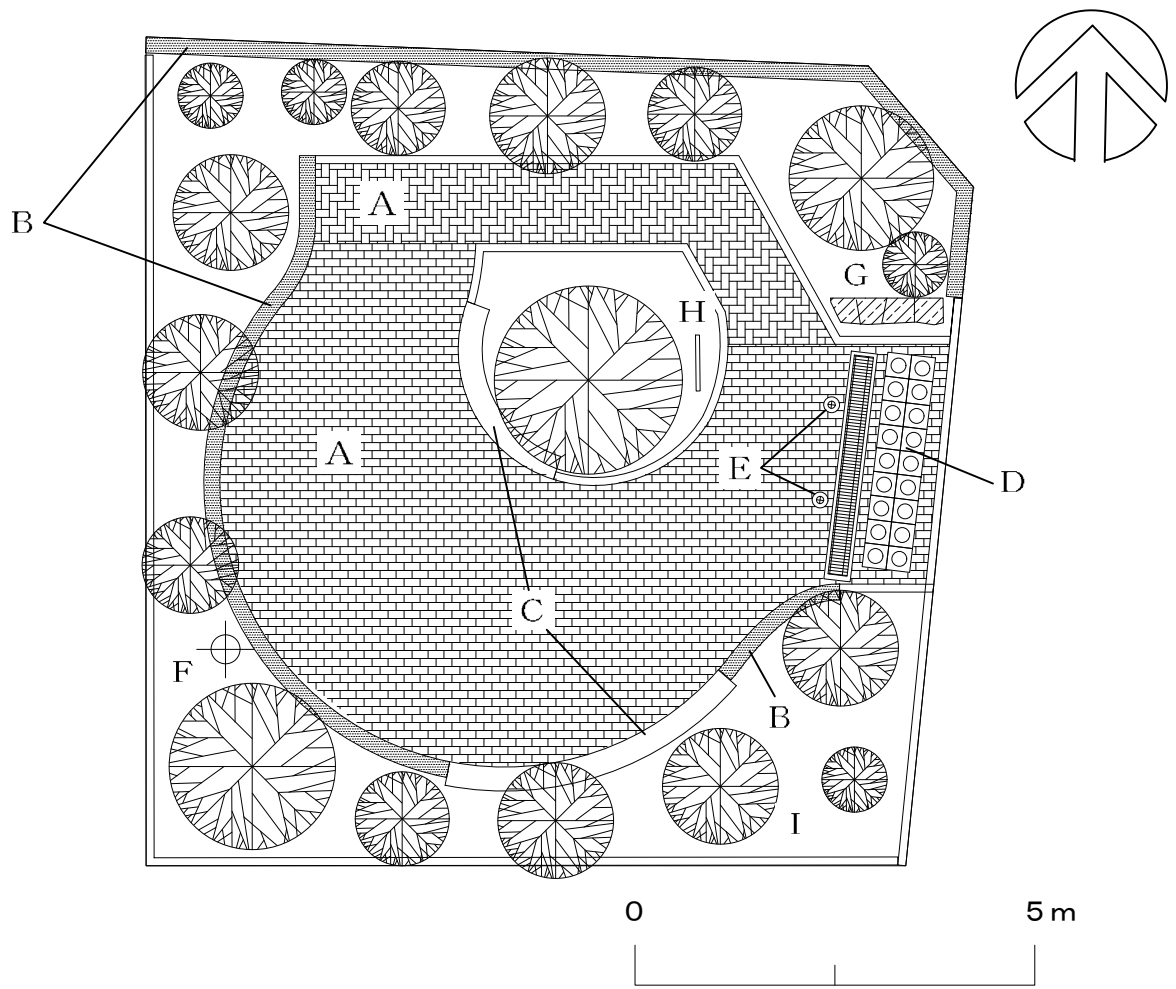
公布の日より施行

4 条例改正新旧対照表

別紙のとおり

(参考)
世田谷区立中町三丁目丘の上公園

世田谷区中町三丁目7番14号 面 積 100.57㎡



案 内 図

凡 例



記号	名 称	数 量
A	インターロッキング舗装	43.2 m ²
B	花 壇	4.7 m ²
C	ベンチ	2 基
D	点字ブロック	4.8 m
E	車 止 め	2 基
F	公 園 灯	1 基
G	園 名 板	1 基
H	制 札 板	1 基
I	植 栽	1 式

世田谷区立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立公園条例 昭和33年4月11日条例第4号 改正 昭和35年7月5日条例第6号 ～省略～ 令和5年6月27日条例第53号 <u>令和6年12月9日条例第 号</u> 世田谷区立公園条例 目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第1章の2 公園の設置基準等（第3条の2—第3条の6） 第2章 公園の管理（第4条—第5条） 第3章 公園管理者以外の者の公園施設の設置等（第5条の2—第5条の4） 第4章 公園の占用（第6条—第10条） 第5章 公園施設の使用（第11条—第13条） 第6章 雑則（第14条—第21条） 付則 付 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 東京都世田谷区立公園条例（昭和26年4月2日東京都世田谷区条例第6号）は廃止する。 3 この条例施行の際、現に設置されている公園及び公園施設は、この条例によって設置されたものとみなす。 付 則（昭和35年7月5日条例第6号） この条例は、公布の日から施行する。	○世田谷区立公園条例 昭和33年4月11日条例第4号 改正 昭和35年7月5日条例第6号 ～省略～ 令和5年6月27日条例第53号 世田谷区立公園条例 目次 第1章 総則（第1条—第3条） 第1章の2 公園の設置基準等（第3条の2—第3条の6） 第2章 公園の管理（第4条—第5条） 第3章 公園管理者以外の者の公園施設の設置等（第5条の2—第5条の4） 第4章 公園の占用（第6条—第10条） 第5章 公園施設の使用（第11条—第13条） 第6章 雑則（第14条—第21条） 付則 付 則 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 東京都世田谷区立公園条例（昭和26年4月2日東京都世田谷区条例第6号）は廃止する。 3 この条例施行の際、現に設置されている公園及び公園施設は、この条例によって設置されたものとみなす。 付 則（昭和35年7月5日条例第6号） この条例は、公布の日から施行する。

改正後	改正前																																				
～省略～ 附 則（令和５年６月２７日条例第５３号） １ この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 ２ 施行日前に、世田谷区立アメンボひろば公園に相当する世田谷区立アメンボ広場に関し、世田谷区立身近な広場条例（平成７年３月世田谷区条例第１９号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、世田谷区立アメンボひろば公園に関し、第１条による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。 <u>附 則（令和６年１２月９日条例第 号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> 別表第１（第２条関係） １ 公園 （１） 世田谷地域 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>～省略～</td><td>～省略～</td></tr> </table> （２） 北沢地域 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>～省略～</td><td>～省略～</td></tr> </table> （３） 玉川地域 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>～省略～</td><td>～省略～</td></tr> <tr> <td>世田谷区立中町二丁目北公園</td><td>東京都世田谷区中町二丁目２２番５号</td></tr> <tr> <td><u>世田谷区立中町三丁目丘の上公園</u></td><td><u>東京都世田谷区中町三丁目７番１４号</u></td></tr> <tr> <td>世田谷区立中町四丁目公園</td><td>東京都世田谷区中町四丁目１番１１号</td></tr> </table>	名称	位置	～省略～	～省略～	名称	位置	～省略～	～省略～	名称	位置	～省略～	～省略～	世田谷区立中町二丁目北公園	東京都世田谷区中町二丁目２２番５号	<u>世田谷区立中町三丁目丘の上公園</u>	<u>東京都世田谷区中町三丁目７番１４号</u>	世田谷区立中町四丁目公園	東京都世田谷区中町四丁目１番１１号	～省略～ 附 則（令和５年６月２７日条例第５３号） １ この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。 ２ 施行日前に、世田谷区立アメンボひろば公園に相当する世田谷区立アメンボ広場に関し、世田谷区立身近な広場条例（平成７年３月世田谷区条例第１９号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、世田谷区立アメンボひろば公園に関し、第１条による改正後の世田谷区立公園条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。 別表第１（第２条関係） １ 公園 （１） 世田谷地域 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>～省略～</td><td>～省略～</td></tr> </table> （２） 北沢地域 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>～省略～</td><td>～省略～</td></tr> </table> （３） 玉川地域 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>～省略～</td><td>～省略～</td></tr> <tr> <td>世田谷区立中町二丁目北公園</td><td>東京都世田谷区中町二丁目２２番５号</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>世田谷区立中町四丁目公園</td><td>東京都世田谷区中町四丁目１番１１号</td></tr> </table>	名称	位置	～省略～	～省略～	名称	位置	～省略～	～省略～	名称	位置	～省略～	～省略～	世田谷区立中町二丁目北公園	東京都世田谷区中町二丁目２２番５号			世田谷区立中町四丁目公園	東京都世田谷区中町四丁目１番１１号
名称	位置																																				
～省略～	～省略～																																				
名称	位置																																				
～省略～	～省略～																																				
名称	位置																																				
～省略～	～省略～																																				
世田谷区立中町二丁目北公園	東京都世田谷区中町二丁目２２番５号																																				
<u>世田谷区立中町三丁目丘の上公園</u>	<u>東京都世田谷区中町三丁目７番１４号</u>																																				
世田谷区立中町四丁目公園	東京都世田谷区中町四丁目１番１１号																																				
名称	位置																																				
～省略～	～省略～																																				
名称	位置																																				
～省略～	～省略～																																				
名称	位置																																				
～省略～	～省略～																																				
世田谷区立中町二丁目北公園	東京都世田谷区中町二丁目２２番５号																																				
世田谷区立中町四丁目公園	東京都世田谷区中町四丁目１番１１号																																				

改正後		改正前	
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
(4) 砧地域		(4) 砧地域	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
(5) 烏山地域		(5) 烏山地域	
名称	位置	名称	位置
～省略～	～省略～	～省略～	～省略～
～省略～		～省略～	